



# 違反対象物の公表制度

違反対象物の公表制度とは

平成31年4月1日から

鳥栖・三養基地区消防事務組合管轄内の建物を安心して、安全に利用していただくため、重大な消防法令違反のある建物の情報を、鳥栖・三養基地区消防事務組合ホームページに公表するものです。

公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店、ホテルなど不特定多数の人が出入りする建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物が対象となります。

公表の対象となる違反

公表の対象となる建物のうち、消防法令により設置が義務付けられている・・・

- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備

以上が設置されていない重大な消防法令違反が対象となります。

公表する内容

1. 建物の名称
2. 建物の所在地
3. 違反の内容

## 公表の方法

公表は以下の方法で行います。

### 消防本部ホームページへの掲載

立入検査において違反を確認し、建物関係者へ違反を通知した日から一定期間経過しても、その違反が認められる場合に公表し、違反が是正されたことを確認できるまでの間、当消防組合のホームページに公表します。

## 運用開始日

違反対象物の公表制度は、平成31年4月1日から運用開始になりました。

## 建物関係者の方へ

建物の増築、改築及び用途変更を行う場合、新たな消防用設備等の設置又は既存消防用設備等の改設及び増設等が必要になることがありますので、所轄消防署へ事前にお問い合わせください。

このページに関するお問い合わせ

鳥栖・三養基地区消防事務組合 予防課

〒841-0037

佐賀県鳥栖市本町3丁目1488-1

TEL: 0942-83-7996

Fax: 0942-84-2397

